

岩内町奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩内町内に定住して就業する者が就学のために貸与を受けた奨学金を返還するための経費の一部を助成することにより、地域の担い手となる人材の確保や若い世代の定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94条）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金

イ 都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金

ウ その他町長が認める貸与型奨学金

(2) 町内事業所等 町内に住所を有する個人又は法人であって、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有する事業所等をいう。

(3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学院、大学、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(4) 正規社員等 次に該当する者をいう。

ア 雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者

(ア) 期間の定めのない労働契約を締結していること。

(イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

(ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

イ 個人で漁業その他の事業を営む者又はその事業に従事する者（以下「自営業者」という。）

(5) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び町に納付すべき各種使用料をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて町長の認定を受けた者（以下「認定者」

という。) とする。

- (1) 大学等を卒業（修了を含む。）した者
- (2) この要綱の施行の日以降に新たに町内事業者等に正規に雇用され、今後5年以上継続して就業する見込みであること。
- (3) 認定を受けようとする年度の前年度の末日において、年齢が満35歳に満たない者
- (4) 本町の住民基本台帳に記録されており、現に居住している者で、今後5年以上継続して本町に居住する見込みである者
- (5) 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け、その返還に滞納がない者
- (6) 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていない者
- (7) 町税等を滞納していない者
- (8) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員でないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
 - ア 岩内町費職員の職の設置に関する規則第2条第1項に規定する、介護支援専門員、栄養士、技師、保健師、看護師、保育士として発令される者
 - イ その他町長が認める者
- (9) 岩内町暴力団排除条例（平成25年岩内町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象認定申請等）

第4条 前条の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、認定を受けようとする年度末までに、岩内町奨学金返還支援補助金交付対象認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（第2号様式）又は自営業者となったことが確認できる書類
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の貸与を証する書類の写し
- (4) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (5) 大学等の卒業証明書等の写し
- (6) 誓約書（第3号様式）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定

の可否を岩内町奨学金返還支援補助金交付対象認定（却下）通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに岩内町奨学金返還支援補助金交付対象認定辞退届出書（第5号様式。以下「辞退届」という。）により町長に届け出なければならない。
 - (1) 助成金の交付を辞退しようとするとき。
 - (2) 奨学金の返還を免除されたとき。
 - (3) 前条第2号又は同条第4号から第8号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- 4 町長は、前項の規定による届け出があったときは、認定を取り消すものとし、岩内町奨学金返還支援補助金交付対象認定取消通知書（第6号様式）により当該認定者に通知するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、町長は、認定者が前条の規定に該当しないことが判明したときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消したときは、岩内町奨学金返還支援補助金交付対象認定取消通知書（第6号様式）により当該認定者に通知するものとする。
- 6 前2項の規定により認定を取り消された者は、認定を取り消された年度において、再度認定を受けることはできない。

（補助金の交付対象期間）

第5条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して10年を経過する日までとする。ただし、第3条第8号のア及びイに規定する職の者については、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して5年を経過する日までとする。

- (1) 認定を受けた年度の初日
 - (2) 奨学金の最初の返還期日（第2条第1号アに掲げる奨学金にあっては、日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第5条第1項に規定する6月経過日をいう。）
 - (3) 本町の住民基本台帳に記録された日
 - (4) 正規社員等として町内事業所等に就業した日又は自営業者等となった日
- 2 前項の補助対象期間は、日本学生支援機構に対する願出により返還期限が猶予された者がこの要綱による補助を受ける場合であっても、延長することができないものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により辞退届を提出した者の補助対象期間の末日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

月の末日とする。

- (1) 前条第3項第1号による場合 辞退届を提出した月の前月
 - (2) 前条第3項第2号による場合 奨学金の返還の免除を受けた月の前月
 - (3) 前条第3項第3号による場合 第3条第2号又は同条第4号から第8号までに掲げる要件を満たさなくなった月の前月
- 4 補助対象期間中に第3条第2号又は同条第4号から第8号までに掲げる要件を満たさなくなった者が、再び認定の申請を行う場合であっても、補助対象期間は、通算して10年間を超えることはできない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、年度ごとに行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を受けようとする年度において認定者である者（年度の途中において第4条第3項の規定により認定を辞退した者を含む。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助金の交付を受けようとする年度内に返還した奨学金の額（補助対象期間内のものに限る。以下「返還金額」という。）とする。ただし、一の年度における補助金の額は、15,000円に補助金の交付を受けようとする年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

- 2 繰上返還による奨学金の返還額は、前項に規定する返還金額に含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の申請を受けようとする者は、岩内町奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（第7号様式）に、補助金の交付を受けようとする年度ごとに次に掲げる書類を添付の上、当該年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（第2号様式）又は自営業者であることが確認できる書類（年度の途中において第4条第3項の規定により認定を辞退した者を除く。）
- (2) 助成金の交付を受けようとする年度における返還金額が確認できる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を岩内町奨学金返還支援補助金交付（却下）通知書（第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 補助対象期間内において第6条第2項に規定する交付要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が適当でないと認められたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消し及び補助金の返還請求を行う場合は、岩内町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（報告）

第11条 町長は、認定者に対し、必要な報告を求めることができる。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。